

リビング・ニーズ特約付 がん団信

保障内容

死亡

高度障害

余命
6カ月

がん

- 保険期間中に「死亡」「高度障害状態」に該当されたときに保険金が支払われます。
- 保険期間中に初めて悪性新生物(*1)にかかったと医師により診断確定されたときに保険金が支払われます。
- 余命6カ月以内と判断されるとき(*2)に保険金が支払われます。



万一の場合、悪性新生物(*1)と診断確定された場合の住宅ローンのご返済に安心を!

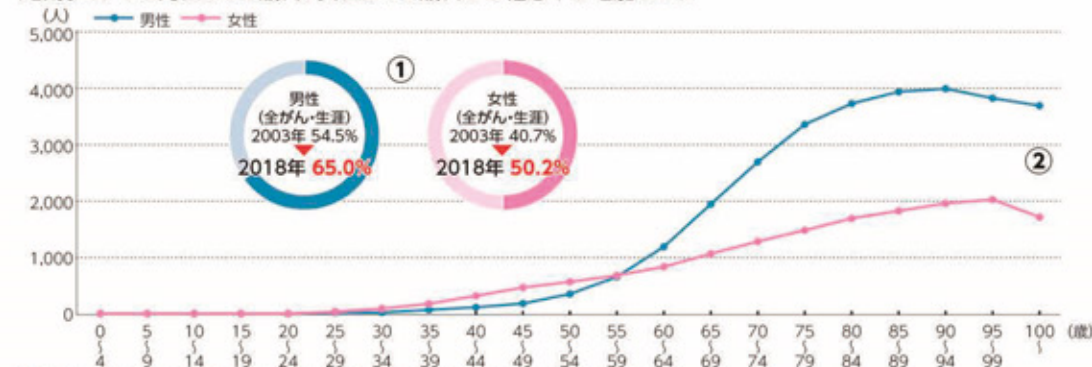
- 「死亡」または「高度障害状態」に該当されたとき
- 悪性新生物(*1)と診断確定されたとき
- 「余命6カ月以内」と判断されるとき



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

性別・年齢階級別にみたがんの罹患率(人口10万対)

がんの生涯罹患率は、男女ともに上昇しています
年齢別にみると男性は50歳代、女性は30歳代から罹患率が増加します



注1：累積生涯がん罹患リスクはそれぞれの年のがん罹患・死亡データに基づきます
注2：人口10万対のがん罹患率とは、人口10万人あたり何人ががん罹患しているかを表す数字で、2019年の全部位で計算しています(データ出典)①は、(公財)がん研究振興財団「がんの統計2009」「がんの統計2022」、年齢階級別罹患リスク(2003・2018年罹患・死亡データに基づく)全がん②は、厚生労働省「全国がん登録 罹患数・率 報告2019」

内容の詳細については
二次元コードより
動画でもご確認ください
いただけます。



ご加入について

加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、がん団信にはご加入いただけません。

- がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方

加入手続き

「加入申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただけます)。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。

(*1)お支払い対象となる「がん」は、所定の悪性新生物であり、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。

(*2)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。

この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

信用金庫「がん団信」の概要

保険名称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	
特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に以下に記載のお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金（＝債務残高）を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。	
支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
	リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命 6 ヶ月以内と判断されるとき（※） （※）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
	がん保険金	保険期間中に所定の悪性新生物（注）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき （注）悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて ・信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ・信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ・信用金庫 3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ・信用金庫団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※）を通算して 2 億円、 かつ「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※）」は、他の信用金庫からのお借り入れを含めて通算して 1 億円となります。 ※リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。	
保険金が支払われない場合	被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。	
	名称	保険金をお支払いできない場合
	・死亡保険金（リビング・ニーズ特約保険金） ・高度障害保険金	(1) 保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
がん保険金	(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合	
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日、債務引受の場合は、債務引受日）または幹事生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。	
この契約からの脱退	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・保険金のお支払事由に該当されたとき ・満 75 歳に達した直後の 12 月 31 日 ・債務（融資金額）を完済されたとき（保証人または保証会社による代位弁済を含みます） ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者でなくなったとき	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）	

<ご注意>

この「信用金庫がん保障特約付団信の概要」は、住宅ローン等に付帯される保険の概要を説明したものです。

この保険の詳細については、『申込書兼告知書』に添付の『がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明、および『申込書兼告知書』裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。